

児童手当の制度について(お知らせ)

現在の児童手当の制度をお知らせするものです。**ご一読いただきますようお願いいたします。**
なお、制度の詳細は、同封のチラシをご確認ください。(令和4年5月に送付した制度変更案内と同様の内容を、福岡市で児童手当を受給中の方にお知らせするものです。)

【お知らせ】

(1) 特例給付には所得上限額があります

所得が上限額(別紙チラシ参照)を超えた場合は、特例給付(児童1人あたり月額5,000円)が支給されません。

(2) 現況届の提出は原則不要です

毎年提出いただいていた現況届の提出は、令和4年度から原則不要となりました。現況届の提出が不要な方には、現況届は送付しません。

現況届の提出が必要な方(別紙チラシ参照)には、令和5年6月に現況届を送付します。

※令和3年度の現況届が未提出の方、令和4年度の現況届の提出が必要な方で未提出の方は、提出が必要です。

(3) 変更事項は届出が必要です

現況届の提出が原則不要になったことに伴い、配偶者との婚姻・離婚など、変更の連絡が必要な事項(別紙チラシ参照)があります。

※変更の届出がない場合、手当の過払いが発生し、過払金を返還いただくことになる場合がありますので、確実に届出をお願いいたします。

(4) 公金受取口座を児童手当の振込口座として利用できるようになりました

公金受取口座への振込みを希望される場合は、福岡市児童手当コールセンターにご連絡ください。

※裏面をご参照ください。

【その他】

公務員の方は、勤務先と福岡市の二重支給を防ぐため、就職(退職)により公務員になった(でなくなった)場合は、確実に各区子育て支援課と勤務先に届出、申請をお願いいたします。

【問い合わせ先】

福岡市児童手当コールセンター

TEL092-711-5484 fax092-733-2504

受付時間 9:30~17:30(平日のみ、10月31日まで)

月曜日のみ~19:00

マイナポータルに登録された公金受取口座を 児童手当の振込先口座として利用できます。

◆利用されたい場合は、以下の手続きが必要です。

- ①児童手当等を福岡市で新たに受給される方
 1. マイナポータル上で公金受取口座を登録
 2. 新規申請書を提出(公金受取口座利用希望にチェック)
- ②すでに福岡市で児童手当等を受給されている方
 1. マイナポータル上で公金受取口座を登録
 2. 金融機関変更届を提出(公金受取口座利用希望にチェック)

※申請書等への口座情報の記入や、通帳の写し等の添付は不要です。

【注意】

- ・公金受取口座利用を希望後にマイナポータル上の公金受取口座を変更した場合、金融機関変更届の提出が必要です。
- ・公金受取口座の登録をやめた場合も、金融機関変更届の提出が必要です。

公金受取口座とは？

預貯金口座の情報をマイナンバーとともに事前に国(デジタル庁)に登録しておくことにより、今後の緊急時の給付金等の申請において、申請書への口座情報の記入や通帳の写し等の添付が不要になるとされています。

公金受取口座登録制度の詳細や登録方法は、デジタル庁ホームページをご確認ください(右QRコード)。



【問い合わせ先】

福岡市児童手当コールセンター

TEL:092-711-5484 FAX:092-733-2504

受付:9:30~17:30(平日のみ、月曜は~19:00、令和5年10月31日まで)